

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請【許可基準】チェックシート

チェック	許可基準	摘要
<input type="checkbox"/>	事業区域の面積が5,000m ² 未満であること	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等の施工期間（施工を休止する期間を含む。以下同じ）が1年を超えないこと	
<input type="checkbox"/>	その事業に用いる土砂等が、町内から発生したものであり、かつ、一時保管場所や仮置場等を経由しないものであること。ただし、町長が別に規則で定めた土砂等についてはこの限りでない	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等に用いる土砂等が次に掲げる事項のいずれにも該当すること ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土の土質に該当すること イ 改良土を含まないこと	
<input type="checkbox"/>	事業区域及び土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、当該物質が土壤に含まれることに起因して人及び動植物の健康等に係る被害を生じるおそれがあるものとして町規則で定めるものをいう）による汚染の状態が町規則で定める基準に適合するものであること	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等の施工に関する計画が町規則で定める技術上の基準に適合していること	別表
<input type="checkbox"/>	第3条第1項の規定による当該事業区域の周辺の地域の生活環境の保全並びに 土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な措置が町規則で定める基準に適合しているものであること	
<input type="checkbox"/>	第3条第3項に規定する事業区域の周辺住民の理解を得ていること	

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請【許可基準】チェックシート

チェック	許可基準	摘要
<input type="checkbox"/>	申請者（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工の全部又は一部を請け負わせる場合にあっては、当該請負をするものを含む）が、次のいずれにも該当しないこと	
	ア 土地の埋立て等について、適正な施工に必要な信用又は資力を有しないと認めるに足りる相当の理由のある者	
	イ 法令、他の地方公共団体の条例又はこの条例（以下この項において「法令等」という）の規定により土地の埋立て等に係る許可その他これに類する許可等を受けた後に当該許可等が取り消され、当該許可等を取り消された日から5年を経過していない者	
	ウ 法令等の規定により土地の埋立て等その他これに類する事業について改善等の措置命令等を受け、かつ、当該措置を完了していない者	
	エ アからウまでに掲げるもののほか土地の埋立て等について不正又は不誠実の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	オ 八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号。以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）に該当する者	
	カ 法人であってその役員のうち暴力団員等がある者	
	キ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し、又はかつて有していた者	
	ク 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	ケ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
コ 土地の埋立て等その他これに類する事業又は行為により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請【技術基準】チェックシート

チェック	許可基準	摘要
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等の施工以前（以下「施工前」という）の事業区域の地盤に滑りやすい土質又は石質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること	
<input type="checkbox"/>	事業区域が著しく傾斜している場合は、施工前の事業区域の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等の接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の傾斜面に段切り等の措置を講じること	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等の高さは、原則として、施工前の事業区域の地表面から2.5mを超えない範囲とし、かつ、隣接する全ての土地（以下「隣接地」という）の地表面と比較して50cm以上高くならないものであること	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等（堆積を除く）においては、原則として、隣接地との境界に法面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ）を設置すること	
<input type="checkbox"/>	擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること	
<input type="checkbox"/>	土砂等の堆積を行う場合は、隣接地との保安距離を2m以上確保すること	
<input type="checkbox"/>	事業区域が著しく傾斜し、又は隣接地との段差が甚だしい場合は、必要に応じて法面を設置するものとし、当該法面に、幅が1m以上であって一段における水平面に対して垂直の高さ（以下「直高」という）が隣接する段と比較して1mの範囲を超えない上面が平坦な小段を設け、かつ、当該小段及び法面に、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水施設を設置すること	
<input type="checkbox"/>	第4項及び前項の規定による法面は、直高1mに対する水平距離が1.8m以上の勾配とし、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講じること	
<input type="checkbox"/>	土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊を生じさせないために、直高が30cmを超えない範囲ごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置を講じること	
<input type="checkbox"/>	事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散防止のための措置を講じること	